

社会福祉法人伸愛会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身共にすこやかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人伸愛会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を神奈川県横浜市におく。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第9条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

（構成）

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

（権限）

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- （5）定款の変更
- （6）残余財産の処分
- （7）基本財産の処分
- （8）社会福祉充実計画の承認
- （9）事業計画及び収支予算
- （10）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- （11）解散
- （12）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事及び監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会に

において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 神奈川県横浜市港南区日野八丁目6162番地70、645番地1所在の鉄筋コンクリート・木造合金メッキ鋼板葺2階建 港南はるかぜ保育園園舎1棟（939.06平方メートル）
- (2) 神奈川県横浜市港南区日野八丁目6162番地70、645番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 港南はるかぜ保育園園舎1棟（57.75平方メートル）
- (3) 神奈川県横浜市旭区さちが丘34番地13所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 旭はるかぜ

保育園園舎1棟（739.79平方メートル）

（4）神奈川県横浜市港南区大久保二丁目224番地3、252番地2、244番地6所在の鉄骨造陸屋根地下1階付2階建 上大岡はるかぜ保育園園舎1棟（736.76平方メートル）

（5）神奈川県横浜市磯子区森四丁目339番地21、339番地23所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 屏風ヶ浦はるかぜ保育園園舎1棟（610.38平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、横浜市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、横浜市長の承認は必要としない。

（1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数6名の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第38条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数6）の3分の2以上の承認を要する。

第7章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を経て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、横浜市長の認可（社会

福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を横浜市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人仲愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	吉原	繁男
理 事	吉原	誠
理 事	西木	容一
理 事	沼田	美和子
理 事	湯川	千鶴子
理 事	鈴木	起美子
監 事	加藤	和彦
監 事	濱	徳子

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 伸愛会 役員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
理 事 長	吉原 誠	評 議 員	草場 善規
理 事	吉原 千春	評 議 員	柳田 弘行
理 事	大田 京子	評 議 員	渋谷 秀一
理 事	宮尾 幸子	評 議 員	東澤 紀子
理 事	鳴瀧 泰史	評 議 員	山本 尚志
理 事	東 岳生	評 議 員	内山 繁
監 事	小山 亮吉		
監 事	長 信男		

社会福祉法人伸愛会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伸愛会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（＜法人における常勤役員の定義＞の者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬をしないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の旅費を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 評議員・非常勤役員等に対する退職手当は、別表3に定める額

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規定〔別表1〕の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表第1・3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 10 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与第 7 条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年 7 月及び 12 月とする。
- (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 6 ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数の処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

役 員 報 酬	
評議員報酬	・ 年間総額 50 万円を超えない範囲支給
	・ 当該会議に出席した都度 1 万円を支給（乙源泉）
旅費	・ 3000 円 ・ 3000 円を超えるときはその費用を支給
非常勤役員	・ 当該会議に出席した都度 1 万円を支給（乙源泉）
旅費	・ 3000 円 ・ 3000 円を超えるときはその費用を支給

別表 2

常勤役員給与・賞与	
常勤役員	・ 給与規定第 40 条に準ずる
園長兼務常勤理事長報酬	・ 職員給与とは別に最大月額 30 万円を支給することができる

別表 3

役 員 退 職 慰 労 金	
常勤役員	・ 給与規定第 41 条に準ずる
評議員・非常勤役員	・ 退任時にその在籍期間に応じ、1 年につき 1 万円を支給する。1 年に満たない端数については切り上げとする。 (平成 29 年 4 月 1 日より)

2016 年 度 決 算 報 告
社会福祉法人伸愛会
貸 借 対 照 表

2017 年3月31日現在

科 目 名	金 額	科 目 名	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	237,982,733	流動負債	136,262,099
固定資産	1,331,066,160	固定負債	204,873,027
基本財産	751,984,181	負債の部合計	341,135,126
その他の固定資産	579,081,979	【純資産の部】	
		基本金	65,904,000
		国庫補助金等特別積立金	440,466,115
		その他の積立金	478,000,000
		次期繰越活動増減差額	243,543,652
		(うち当期活動増減差額)	46,185,421
		純資産の部合計	1,227,913,767
資産の部合計	1,569,048,893	負債及び純資産の部合計	1,569,048,893

資 金 収 支 計 算 書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

事業活動による収支	収入	保育事業収入	909,145,490
		借入金利息補助金収入	592,461
		経常経費寄附金収入	0
		受取利息配当金収入	67,415
		その他の収入	23,123,770
		流動資産評価益等による資金	0
	事業活動収入計		932,929,136
	支出	人件費支出	664,270,117
		事業費支出	96,045,457
		事務費支出	78,694,515
		支払利息支出	1,078,148
		その他の支出	11,134,320
		流動資産評価損等による資金	0
施設整備等による収支	事業活動支出計		851,222,557
	事業活動資金収支差額		81,706,579
	収入	施設整備等補助金収入	5,349,200
		施設整備等寄附金収入	0
		固定資産売却収入	0
		その他の施設整備等による収	0
		施設整備等収入計	5,349,200
	支出	設備資金借入金元金償還支出	12,742,000
		固定資産取得支出	12,680,600
		その他の施設整備等による支	0
		施設整備等支出計	25,422,600
	施設整備等資金収支差額		-20,073,400
その他の活動による収支	収入	投資有価証券売却収入	0
		積立資産取崩収入	17,000,000
		その他の活動による収入	0
		その他の活動収入計	17,000,000
	支出	投資有価証券取得支出	0
		積立資産支出	75,712,562
		その他の活動による支出	0
		その他の活動支出計	75,712,562
	その他の活動資金収支差額		-58,712,562
	当期資金収支差額合計		2,920,617
前期末支払資金残高		111,542,017	
当期末支払資金残高		114,462,634	

事 業 活 動 計 算 書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	909,145,490
		経常経費寄附金収益	0
		その他の収益	0
		サービス活動収益計	909,145,490
	費用	人件費	682,901,958
		事業費	96,045,457
		事務費	78,694,515
		減価償却費	37,757,293
		国庫補助金等特別積立金取崩	-15,518,785
		その他の費用	0
サービス活動費用計		879,880,438	
事業活動増減差額		29,265,052	
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	592,461
		受取利息配当金収益	67,415
		その他のサービス活動外収益	23,123,770
		サービス活動外収益計	23,783,646
	費用	支払利息	1,078,148
		その他のサービス活動外費用	11,134,320
		サービス活動外費用計	12,212,468
		サービス活動外増減差額	11,571,178
経常増減差額		40,836,230	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	5349200
		施設整備等寄附金収益	0
		固定資産売却益	0
		その他の特別収益	0
		特別収益計	5,349,200
	費用	資産評価損	0
		固定資産売却損・処分損	9
		国庫補助金等特別積立金取崩	0
		国庫補助金等特別積立金積立	0
		その他の特別損失	0
		特別費用計	9
特別増減差額		5,349,191	
当期活動増減差額		46,185,421	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額		246,358,231
	当期末繰越活動増減差額		292,543,652
	その他の積立金取崩額(15)		17,000,000
	その他の積立金積立額(16)		66,000,000
	次期繰越活動増減差額		243,543,652

2016年度決算報告

本部

貸借対照表

2017年3月31日現在

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	12,926,907	流動負債	9,931,200
固定資産	1,015,000	固定負債	0
基本財産	0	負債の部合計	9,931,200
その他の固定資産	1,015,000	【純資産の部】	
		基本金	0
		国庫補助金等特別積立金	0
		その他の積立金	0
		次期繰越活動増減差額	4,010,707
		（うち当期活動増減差額）	19,194
		純資産の部合計	4,010,707
資産の部合計	13,941,907	負債及び純資産の部合計	13,941,907

資金収支計算書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

事業活動による収支	収入	借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 流動資産評価益等による資金増加額	35 21,508
		事業活動収入計	21,543
	支出	人件費支出 事業費支出 事務費支出 その他の支出 流動資産評価損等による資金減少額	992,349
		事業活動支出計	992,349
		事業活動資金収支差額	-970,806
	収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入	0
		施設整備等収入計	0
	支出	固定資産取得支出 その他の施設整備等による支出 施設整備等支出計	0
		施設整備等資金収支差額	0
	収入	投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 拠点区分間繰入金収入 サービス区分間繰入金収入 その他の活動による収入	990,000
その他の活動による収支		その他の活動収入計	990,000
	支出	投資有価証券取得支出 積立資産支出 拠点区分間繰入金支出 サービス区分間繰入金支出 その他の活動による支出 その他の活動支出計	0
		その他の活動資金収支差額	990,000
		当期資金収支差額合計	19,194
		前期末支払資金残高	2,976,513
		当期末支払資金残高	2,995,707

事業活動計算書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

サービス活動増減の部	収益	経常経費寄附金収益 その他の収益	0 0
		サービス活動収益計	0
	費用	人件費 事業費 事務費 その他の費用	0 0 992,349 0
		サービス活動費用計	992,349
		事業活動増減差額	-992,349
	収益	受取利息配当金収益 その他のサービス活動外収益	35 21,508
		サービス活動外収益計	21,543
	費用	その他のサービス活動外費用 サービス活動外費用計	0 0
		サービス活動外増減差額	21,543
		経常増減差額	-970,806
特別増減の部	収益	施設整備等寄附金収益 固定資産売却益 拠点区分間繰入金収益 サービス区分間繰入金収益 その他の特別収益	0 0 990,000 0 0
		特別収益計	990,000
	費用	資産評価損 拠点区分間繰入金費用 サービス区分間繰入金費用 その他の特別損失	0 0 0 0
		特別費用計	0
		特別増減差額	990,000
		当期活動増減差額	19,194
		前期繰越活動増減差額	3,991,513
		当期末繰越活動増減差額	4,010,707
		その他の積立金取崩額(15)	0
		その他の積立金積立額(16)	0
繰越活動増減差額の部		次期繰越活動増減差額	4,010,707

2016年度決算報告
港南はるかぜ保育園
貸借対照表

2017年3月31日現在

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	83,492,304	流動負債	49,569,625
固定資産	319,017,479	固定負債	17,338,926
基本財産	180,346,723	負債の部合計	66,908,551
その他の固定資産	138,670,756	【純資産の部】	
		基本金	58,904,000
		国庫補助金等特別積立金	157,419,477
		その他の積立金	109,000,000
		次期繰越活動増減差額	10,277,755
		（うち当期活動増減差額）	-13,758,564
		純資産の部合計	335,601,232
資産の部合計	402,509,783	負債及び純資産の部合計	402,509,783

資金収支計算書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

事業活動による収支	収入	保育事業収入	249,147,303
		借入金利息補助金収入	120,000
		経常経費寄附金収入	
		受取利息配当金収入	40,553
		その他の収入	4,980,624
	流動資産評価益等による資金増加額		
	事業活動収入計		254,288,480
	支出	人件費支出	188,725,921
		事業費支出	28,922,144
		事務費支出	36,078,668
		支払利息支出	120,000
		その他の支出	3,158,500
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	750,000
		施設整備等寄附金収入	
		固定資産売却収入	
		その他の施設整備等による収入	
		施設整備等収入計	750,000
	支出	設備資金借入金元金償還支出	1,500,000
		固定資産取得支出	9,709,952
		その他の施設整備等による支出	
		施設整備等支出計	11,209,952
	施設整備等資金収支差額		-10,459,952
その他の活動による収支	収入	投資有価証券売却収入	
		積立資産取崩収入	17,000,000
		拠点区分間繰入金収入	
		その他の活動による収入	
		その他の活動収入計	17,000,000
	支出	投資有価証券取得支出	
		積立資産支出	2,664,893
		拠点区分間繰入金支出	198,000
		サービス区分間繰入金支出	
		その他の活動による支出	
当期資金収支差額合計	その他の活動支出計		2,862,893
	その他の活動資金収支差額		14,137,107
	当期資金収支差額合計		960,402
	前期末支払資金残高		34,462,277
当期末支払資金残高		35,422,679	

事業活動計算書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

（自2016年4月1日）（至2017年3月31日）

サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	249,147,303
		経常経費寄附金収益	0
		その他の収益	0
		サービス活動収益計	249,147,303
	費用	人件費	193,707,116
		事業費	28,922,144
		事務費	36,078,668
		減価償却費	11,859,496
国庫補助金等特別積立金取崩		-5,246,889	
	その他の費用	0	
	サービス活動費用計	265,320,535	
		事業活動増減差額	-16,173,232
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	120,000
		受取利息配当金収益	40,553
		その他のサービス活動外収益	4,980,624
		サービス活動外収益計	5,141,177
	費用	支払利息	120,000
		その他のサービス活動外費用	3,158,500
		サービス活動外費用計	3,278,500
		サービス活動外増減差額	1,862,677
		経常増減差額	-14,310,555
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	750,000
		施設整備等寄附金収益	0
		固定資産売却益	0
		拠点区分間繰入金収益	0
		その他の特別収益	0
		特別収益計	750,000
	費用	資産評価損	0
		固定資産売却損・処分損	9
		国庫補助金等特別積立金取崩	0
		国庫補助金等特別積立金積立	0
		拠点区分間繰入金費用	198,000
		サービス区分間繰入金費用	0
		その他の特別損失	0
		特別費用計	198,009
		特別増減差額	551,991
		当期活動増減差額	-13,758,564
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額		7,036,319
	当期末繰越活動増減差額		-6,722,245
	その他の積立金取崩額(15)		17,000,000
	その他の積立金積立額(16)		0
	次期繰越活動増減差額		10,277,755

2016年度決算報告
SUNはるかぜ保育園
貸借対照表

2017年3月31日現在

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	36,792,569	流動負債	14,250,513
固定資産	107,313,636	固定負債	9,062,510
基本財産	0	負債の部合計	23,313,023
その他の固定資産	107,313,636	【純資産の部】	
		基本金	0
		国庫補助金等特別積立金	16,317
		その他の積立金	96,000,000
		次期繰越活動増減差額	24,776,865
		(うち当期活動増減差額)	15,523,915
		純資産の部合計	120,793,182
資産の部合計	144,106,205	負債及び純資産の部合計	144,106,205

資金収支計算書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

事業活動による収支	収入	保育事業収入	134,028,928
		借入金利息補助金収入	
		経常経費寄附金収入	10,682
		受取利息配当金収入	10,687,219
		その他の収入	
	支出	流動資産評価益等による資金増加額	
		事業活動収入計	144,726,829
		人件費支出	99,810,226
		事業費支出	15,009,026
		事務費支出	9,171,219
施設整備等による収支	収入	支払利息支出	
		その他の支出	1,737,000
		流動資産評価損等による資金減少額	
		事業活動支出計	125,727,471
		事業活動資金収支差額	18,999,358
	支出	施設整備等補助金収入	
		施設整備等寄附金収入	
		固定資産売却収入	
		その他の施設整備等による収入	
		施設整備等収入計	0
その他の活動による収支	収入	設備資金借入金元金償還支出	
		固定資産取得支出	1,098,900
		その他の施設整備等による支出	
		施設整備等支出計	1,098,900
		施設整備等資金収支差額	-1,098,900
	支出	投資有価証券売却収入	
		積立資産取崩収入	
		拠点区分間繰入金収入	
		その他の活動による収入	
		その他の活動収入計	0
当期資金収支差額合計	収入	投資有価証券取得支出	
		積立資産支出	17,526,095
		拠点区分間繰入金支出	198,000
		サービス区分間繰入金支出	
		その他の活動による支出	
	支出	その他の活動支出計	17,724,095
		その他の活動資金収支差額	-17,724,095
		当期資金収支差額合計	176,363
		前期末支払資金残高	22,365,693
		当期末支払資金残高	22,542,056

事業活動計算書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	134,028,928
		経常経費寄附金収益	0
		その他の収益	0
		サービス活動収益計	134,028,928
	費用	人件費	102,721,771
		事業費	15,009,026
		事務費	9,171,219
		減価償却費	383,698
国庫補助金等特別積立金取崩		-17,800	
その他の費用		0	
サービス活動費用計		127,267,914	
事業活動増減差額		6,761,014	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	10,682
		その他のサービス活動外収益	10,687,219
		サービス活動外収益計	10,697,901
	費用	支払利息	0
		その他のサービス活動外費用	1,737,000
		サービス活動外費用計	1,737,000
	サービス活動外増減差額		8,960,901
経常増減差額		15,721,915	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	0
		施設整備等寄附金収益	0
		固定資産売却益	0
		拠点区分間繰入金収益	0
		その他の特別収益	0
		特別収益計	0
	費用	資産評価損	0
		国庫補助金等特別積立金取崩	0
		国庫補助金等特別積立金積立	0
		拠点区分間繰入金費用	198,000
		サービス区分間繰入金費用	0
その他の特別損失		0	
特別費用計		198,000	
特別増減差額		-198,000	
当期活動増減差額		15,523,915	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額		25,252,950
	当期末繰越活動増減差額		40,776,865
	その他の積立金取崩額(15)		0
	その他の積立金積立額(16)		16,000,000
	次期繰越活動増減差額		24,776,865

2016年度決算報告
旭はるかぜ保育園
貸借対照表

2017年3月31日現在

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	42,677,159	流動負債	22,438,475
固定資産	340,091,341	固定負債	49,195,368
基本財産	174,236,493	負債の部合計	71,633,843
その他の固定資産	165,854,848	【純資産の部】	
		基本金	7,000,000
		国庫補助金等特別積立金	101,629,727
		その他の積立金	147,000,000
		次期繰越活動増減差額	55,504,930
		（うち当期活動増減差額）	16,961,481
		純資産の部合計	311,134,657
資産の部合計	382,768,500	負債及び純資産の部合計	382,768,500

資金収支計算書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

事業活動による収支	収入	保育事業収入	193,995,544
		借入金利息補助金収入	204,100
		経常経費寄附金収入	
		受取利息配当金収入	13,845
		その他の収入	2,662,446
	流動資産評価益等による資金増加額		
	事業活動収入計		196,875,935
	支出	人件費支出	133,825,630
		事業費支出	20,957,705
		事務費支出	13,604,189
		支払利息支出	306,150
		その他の支出	2,066,820
	流動資産評価損等による資金減少額		
	事業活動支出計		170,760,494
		事業活動資金収支差額	26,115,441
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	1,524,000
		施設整備等寄附金収入	
		固定資産売却収入	
		その他の施設整備等による収入	
	施設整備等収入計		1,524,000
	支出	設備資金借入金元金償還支出	3,570,000
		固定資産取得支出	623,916
		その他の施設整備等による支出	
	施設整備等支出計		4,193,916
		施設整備等資金収支差額	-2,669,916
その他の活動による収支	収入	投資有価証券売却収入	
		積立資産取崩収入	
		拠点区分間繰入金収入	
		その他の活動による収入	
	その他の活動収入計		0
	支出	投資有価証券取得支出	
		積立資産支出	22,976,504
		拠点区分間繰入金支出	198,000
		サービス区分間繰入金支出	
		その他の活動による支出	
	その他の活動支出計		23,174,504
	その他の活動資金収支差額		-23,174,504
		当期資金収支差額合計	271,021
		前期末支払資金残高	23,537,663
		当期末支払資金残高	23,808,684

事業活動計算書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	193,995,544
		経常経費寄附金収益	0
		その他の収益	0
	サービス活動収益計		193,995,544
	費用	人件費	137,594,929
		事業費	20,957,705
		事務費	13,604,189
		減価償却費	10,001,047
		国庫補助金等特別積立金取崩	-3,290,386
		その他の費用	0
	サービス活動費用計		178,867,484
		事業活動増減差額	15,128,060
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	204,100
		受取利息配当金収益	13,845
		その他のサービス活動外収益	2,662,446
	サービス活動外収益計		2,880,391
	費用	支払利息	306,150
		その他のサービス活動外費用	2,066,820
	サービス活動外費用計		2,372,970
		サービス活動外増減差額	507,421
		経常増減差額	15,635,481
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	1524000
		施設整備等寄附金収益	0
		固定資産売却益	0
		拠点区分間繰入金収益	0
		その他の特別収益	0
	特別収益計		1,524,000
	費用	資産評価損	0
		国庫補助金等特別積立金取崩	0
		国庫補助金等特別積立金積立	0
		拠点区分間繰入金費用	198,000
		サービス区分間繰入金費用	0
		その他の特別損失	0
	特別費用計		198,000
		特別増減差額	1,326,000
		当期活動増減差額	16,961,481
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額		59,543,449
	当期末繰越活動増減差額		76,504,930
	その他の積立金取崩額(15)		0
	その他の積立金積立額(16)		21,000,000
		次期繰越活動増減差額	55,504,930

2016年度決算報告
上大岡はるかぜ保育園
貸借対照表

2017年3月31日現在

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	29,312,076	流動負債	21,554,395
固定資産	325,708,877	固定負債	65,017,293
基本財産	217,424,898	負債の部合計	86,571,688
その他の固定資産	108,283,979	【純資産の部】	
		基本金	0
		国庫補助金等特別積立金	101,895,200
		その他の積立金	83,000,000
		次期繰越活動増減差額	83,554,065
		(うち当期活動増減差額)	22,794,029
		純資産の部合計	268,449,265
資産の部合計	355,020,953	負債及び純資産の部合計	355,020,953

資金収支計算書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

事業活動による収支	収入	保育事業収入	189,669,024
		借入金利息補助金収入	213,276
		経常経費寄附金収入	
		受取利息配当金収入	1,218
		その他の収入	2,628,460
	流動資産評価益等による資金増加額		
	事業活動収入計		192,511,978
	支出	人件費支出	131,270,689
		事業費支出	17,911,772
		事務費支出	11,045,765
		支払利息支出	426,557
		その他の支出	2,357,700
	流動資産評価損等による資金減少額		
	事業活動支出計		163,012,483
	事業活動資金収支差額		29,499,495
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	1,525,000
		施設整備等寄附金収入	
		固定資産売却収入	
		その他の施設整備等による収入	
	施設整備等収入計		1,525,000
	支出	設備資金借入金元金償還支出	4,100,000
		固定資産取得支出	623,916
		その他の施設整備等による支出	
	施設整備等支出計		4,723,916
	施設整備等資金収支差額		-3,198,916
その他の活動による収支	収入	投資有価証券売却収入	
		積立資産取崩収入	
		拠点区分間繰入金収入	
		その他の活動による収入	
	その他の活動収入計		0
	支出	投資有価証券取得支出	
		積立資産支出	25,850,059
		拠点区分間繰入金支出	198,000
		サービス区分間繰入金支出	
		その他の活動による支出	
	その他の活動支出計		26,048,059
	その他の活動資金収支差額		-26,048,059
当期資金収支差額合計			252,520
前期末支払資金残高			11,605,161
当期末支払資金残高			11,857,681

事業活動計算書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	189,669,024
		経常経費寄附金収益	0
		その他の収益	0
	サービス活動収益計		189,669,024
	費用	人件費	135,174,408
		事業費	17,911,772
		事務費	11,045,765
		減価償却費	7,295,168
		国庫補助金等特別積立金取崩	-3,166,421
		その他の費用	0
	サービス活動費用計		168,260,692
	事業活動増減差額		21,408,332
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	213,276
		受取利息配当金収益	1,218
		その他のサービス活動外収益	2,628,460
	サービス活動外収益計		2,842,954
	費用	支払利息	426,557
		その他のサービス活動外費用	2,357,700
	サービス活動外費用計		2,784,257
	サービス活動外増減差額		58,697
経常増減差額			21,467,029
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	1525000
		施設整備等寄附金収益	0
		固定資産売却益	0
		拠点区分間繰入金収益	0
		その他の特別収益	0
	特別収益計		1,525,000
	費用	資産評価損	0
		国庫補助金等特別積立金取崩	0
		国庫補助金等特別積立金積立	0
		拠点区分間繰入金費用	198,000
		サービス区分間繰入金費用	0
		その他の特別損失	0
	特別費用計		198,000
	特別増減差額		1,327,000
当期活動増減差額			22,794,029
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額		84,760,036
	当期末繰越活動増減差額		107,554,065
	その他の積立金取崩額(15)		0
	その他の積立金積立額(16)		24,000,000
次期繰越活動増減差額			83,554,065

2016年度決算報告

屏風ヶ浦はるかぜ保育園

貸借対照表

2017年3月31日現在

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	32,781,718	流動負債	18,517,891
固定資産	237,919,827	固定負債	64,258,930
基本財産	179,976,067	負債の部合計	82,776,821
その他の固定資産	57,943,760	【純資産の部】	
		基本金	0
		国庫補助金等特別積立金	79,505,394
		その他の積立金	43,000,000
		次期繰越活動増減差額	65,419,330
		(うち当期活動増減差額)	4,645,366
		純資産の部合計	187,924,724
資産の部合計	270,701,545	負債及び純資産の部合計	270,701,545

資金収支計算書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

事業活動による収支	収入	保育事業収入	142,304,691
		借入金利息補助金収入	55,085
		経常経費寄附金収入	
		受取利息配当金収入	1,082
		その他の収入	2,143,513
		流動資産評価益等による資金増加額	
		事業活動収入計	144,504,371
	支出	人件費支出	110,637,651
		事業費支出	13,244,810
		事務費支出	7,802,325
		支払利息支出	225,441
		その他の支出	1,814,300
		流動資産評価損等による資金減少額	
		事業活動支出計	133,724,527
		事業活動資金収支差額	10,779,844
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	1,550,200
		施設整備等寄附金収入	
		固定資産売却収入	
		その他の施設整備等による収入	
		施設整備等収入計	1,550,200
	支出	設備資金借入金元金償還支出	3,572,000
		固定資産取得支出	623,916
		その他の施設整備等による支出	
		施設整備等支出計	4,195,916
		施設整備等資金収支差額	-2,645,716
その他の活動による収支	収入	投資有価証券売却収入	
		積立資産取崩収入	
		拠点区分間繰入金収入	
		その他の活動による収入	
		その他の活動収入計	0
	支出	投資有価証券取得支出	
		積立資産支出	6,695,011
		拠点区分間繰入金支出	198,000
		サービス区分間繰入金支出	
		その他の活動による支出	
		その他の活動支出計	6,893,011
		その他の活動資金収支差額	-6,893,011
		当期資金収支差額合計	1,241,117
		前期末支払資金残高	16,594,710
		当期末支払資金残高	17,835,827

事業活動計算書

(自)2016年4月1日 (至)2017年3月31日

サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	142,304,691
		経常経費寄附金収益	0
		その他の収益	0
	サービス活動収益計		142,304,691
	費用	人件費	113,703,734
		事業費	13,244,810
		事務費	7,802,325
		減価償却費	8,217,884
国庫補助金等特別積立金取崩		-3,797,289	
その他の費用		0	
サービス活動費用計		139,171,464	
事業活動増減差額		3,133,227	
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	55,085
		受取利息配当金収益	1,082
		その他のサービス活動外収益	2,143,513
		サービス活動外収益計	2,199,680
	費用	支払利息	225,441
		その他のサービス活動外費用	1,814,300
		サービス活動外費用計	2,039,741
	サービス活動外増減差額		159,939
経常増減差額		3,293,166	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	1550200
		施設整備等寄附金収益	0
		固定資産売却益	0
		拠点区分間繰入金収益	0
		その他の特別収益	0
		特別収益計	1,550,200
	費用	資産評価損	0
		国庫補助金等特別積立金取崩	0
		国庫補助金等特別積立金積立	0
		拠点区分間繰入金費用	198,000
		サービス区分間繰入金費用	0
		その他の特別損失	0
特別費用計		198,000	
特別増減差額		1,352,200	
当期活動増減差額		4,645,366	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額		65,773,964
	当期末繰越活動増減差額		70,419,330
	その他の積立金取崩額(15)		0
	その他の積立金積立額(16)		5,000,000
	次期繰越活動増減差額		65,419,330

1. 法人基本情報					
(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
14 神奈川県	100 横浜市	14100	1020005003895	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称 伸愛会					
(8)主たる事務所の住所 神奈川県 横浜市 港南区日野 8 丁目 3 番 3 6 号					
(9)主たる事務所の電話番号 045-849-1888 (10)主たる事務所のFAX番号 045-849-1855 (11)従たる事務所の有無 2 無					
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL http://www.harukaze.co.jp/ (14)法人のメールアドレス makoto@harukaze.co.jp					
(15)法人の設立認可年月日 平成11年12月3日 (16)法人の設立登記年月日 平成11年10月21日					

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況					
(1)評議員の定員	0	(2)評議員の現員	0	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円）	0
(3-1)評議員の氏名	(3-3)評議員の任期		(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
(3-2)評議員の職業					

3. 当該会計年度の初日における理事の状況							
(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円）	0	2 特例無	
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特等関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数	
吉原 誠	1 理事長（会長等含む。） H28.4.1 ～ H30.3.31	平成16年4月1日	1 常勤	平成28年3月30日	屏風ヶ浦はるかぜ保育園 園長	2 無	
沼田美和子	3 その他理事 H28.4.1 ～ H30.3.31		1 社会福祉事業の経営に関する意見を有する者	1 有	3 職員給与のみ支給	4	
草場善規	3 その他理事 H28.4.1 ～ H30.3.31		2 非常勤	平成28年3月31日	民生児童委員	2 無	
渋谷秀一	3 その他理事 H28.4.1 ～ H30.3.31		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者	2 無	4 いずれも支給なし	4	
吉原千香	3 その他理事 H28.4.1 ～ H30.3.31		2 非常勤	平成28年3月31日	無職	2 無	
柳田弘行	3 その他理事 H28.4.1 ～ H30.3.31		4 その他		2 無	4 いずれも支給なし	4
			2 非常勤	平成28年3月31日	東京グラスマシナリー代表取締役社長	2 無	
			1 常勤	平成28年3月31日	SUNはるかぜ保育園 園長	2 無	
			3 施設の管理者	1 有	3 職員給与のみ支給	4	
			2 非常勤	平成28年3月31日	株式会社デンフィート	2 無	
			4 その他		2 無	4 いずれも支給なし	4

4. 当該会計年度の初日における監事の状況					
(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	0
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数	
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況			
小山亮吉	社会福祉法人豊会 柏尾スマイル保育園 園長 H28.4.1 ～ H30.3.31	2 無	3 社会福祉事業に意見を有する者（その他）	3	
東澤紀子	シティユーワ法律事務所 弁護士 H28.4.1 ～ H30.3.31	2 無	3 社会福祉事業に意見を有する者（その他）	2	

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況				
(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

6. 当該会計年度の初日における職員の状況					
(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
常勤換算数		常勤換算数		常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	115	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	89
常勤換算数		常勤換算数		常勤換算数	
				52.3	

7. 前会計年度の評議員会の状況			
(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項	
	評議員 理事 監事 会計監査人		
(4)うち開催を省略した回数	0		

8. 前会計年度の理事会の状況			
(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数	(3)理事会ごとの決議事項	
	理事 監事		
平成28年5月25日	6	2	1. 平成27年度事業報告書の承認 2. 平成27年度決算報告の承認 3. 監事監査の報告 4. 平成28年度給与表の改定の承認

平成28年11月9日	6	0	1. 社会福祉法人仲愛会変更及び財務諸表計算書類の文書の変更、それに付随した付属明細書類の整理の承認 2. 港南はるかぜ保育園園舎改修及び園庭人工芝化への指名入札工事業者の決定及び入札日の決定の承認 3. ルクルート（求人）用パンフレット作製業者の承認 4. 港南はるかぜ保育園での給食業務者の急性胃腸炎発生により弁当業者による提供の説明
平成29年1月7日	6	2	1. 社会福祉法人仲愛会定款変更の承認 2. 平成28年度指導監査結果の報告
平成29年3月18日	6	1	1. 平成28年度第一次補正予算案の承認 2. 平成29年度事業計画案・予算案の承認 3. 経理規程変更案の承認 4. 評議員選任・解任委員会の運営規則案の承認
平成29年3月18日	6	1	5. 評議員選任・解任委員の推薦・選任の承認 6. 評議員選任・解任委員会の運営規則案の承認 7. 新理事・監事について 8. 退任理事について

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度の監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	小山亮吉 東澤紀子
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	無
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	無

10. 前会計年度の会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地		④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月) 利用者延べ 総数 (人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況 (当該拠点区分における主たる事業 (前年度の年間収益が最も多い事業) に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額 (円)	(ウ) 補助金額 (円)	(エ) 借入金額 (円)	(オ) 建設費合計額 (円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)		
001	港南はるかぜ保育園	02091201	保育所		港南はるかぜ保育園					
		神奈川県	横浜市港南区	日野8-31-36		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成12年4月1日	90	1,044
		ア建設費	平成12年3月31日	50,000,000	95,521,000	70,000,000	215,521,000	719,000		
		イ大規模修繕	平成28年2月28日							
001	港南はるかぜ保育園	02091201	保育所		港南はるかぜ保育園(増築)					
		神奈川県	横浜市港南区	日野8-31-36		1 行政からの賃借等	1 行政からの賃借等	平成14年4月1日	30	574
		ア建設費	平成14年3月31日	10,000,000	73,411,128		83,411,128	238,000		
		イ大規模修繕								
001	港南はるかぜ保育園	02091201	保育所		港南はるかぜ保育園(24時間型緊急一時保育室)					
		神奈川県	横浜市港南区	日野8-31-36		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成17年3月1日	6	740
		ア建設費	平成17年2月28日	22,273,448		3,500,000	25,773,448	58,000		
		イ大規模修繕								
002	SUNはるかぜ保育園	02091201	保育所		SUNはるかぜ保育園					
		神奈川県	横浜市	野庭町346-2 野庭すずかけ小学校内		1 行政からの賃借等	1 行政からの賃借等	平成17年4月1日	60	821
		ア建設費					0	470,000		
		イ大規模修繕								
003	旭はるかぜ保育園	02091201	保育所		旭はるかぜ保育園					
		神奈川県	横浜市旭区	さちが丘34-13		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成21年4月1日	90	1,236
		ア建設費	平成21年3月31日	40,000,000	130,817,062	70,000,000	240,817,062	774,000		
		イ大規模修繕								
004	上大岡はるかぜ保育園	02091201	保育所		上大岡はるかぜ保育園					
		神奈川県	横浜市港南区	大久保2-6-29		2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成25年4月1日	90	1,284
		ア建設費	平成24年3月31日	50,000,000	124,936,877	70,000,000	244,936,877	737,000		
		イ大規模修繕								
005	屏風ヶ浦はるかぜ保育園	02091201	保育所		屏風ヶ浦はるかぜ保育園					
		神奈川県	横浜市磯子区	森4-6-21		1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成25年4月1日	60	828
		ア建設費	平成25年3月31日	30,000,000	109,510,500	70,000,000	209,510,500	633,000		
		イ大規模修繕								
006	仲愛会本部	00000001	本部経理区分		仲愛会本部					
		神奈川県	横浜市港南区	日野8-31-36		4 その他	4 その他	平成11年12月3日	0	0
		ア建設費								
		イ大規模修繕								

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コード 分類		①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地				④事業所の 土地の保有 状況	⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月)利用者延べ 総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			

	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)
--	---------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	----------------

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点 区分コード 分類	①-2拠点 区分名称	①-3事業類型コ ード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地	④事業所の 土地の保有 状況		⑤事業所の 建物の保有 状況	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月～3 月) 利用者延べ 総数 (人/年)		
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況 (当該拠点区分における主たる事業 (前年度の年間収益が最も多い事業) に計上)								
ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額 (円)	(ウ) 補助金額 (円)	(エ) 借入金額 (円)	(オ) 建設費合計額 (円)	ウ 延べ床面積				
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)				

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. うち地域における公益的な取組 (地域公益事業含む) (再掲)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額の総額 (円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

②事業報告	1 有
③財産目録	1 有
④事業計画書	1 有
⑤第三者評価結果	1 有
⑥苦情処理結果	3 該当なし
⑦監事監査結果	1 有
⑧附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費 (円)	877,585,421
②施設・設備に係る公費 (円)	5,941,661
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	217,664,135

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
港南はるかぜ保育園	平成27年度
SUNはるかぜ保育園	平成27年度
旭はるかぜ保育園	平成27年度
上大岡はるかぜ保育園	平成27年度
屏風ヶ浦はるかぜ保育園	平成27年度

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	04 税理士法人
②実施者の氏名 (法人の場合は法人名)	株式会社 MAN9 0
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用 [年額] (円)	1,944,000

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	SUNはるかぜ保育園での指導監査当日、一部の時間帯において保育士の人数が 市要綱に定める基準を満たしていなかった。基準を満たすよう必要な保育士を配置すること。
②実施した改善内容	SUNはるかぜ保育園では、9月より送迎バスに園児1名が乗車することになり、1名の職員が バスに乗車朝8時に職員が1名不足した。港南はるかぜ保育園の職員が添乗することで 職員配置不足を解消した。

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等 (複数回答可)

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 ((独)福祉医療機構) に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度 ((独)勤労者退職金共済機構) に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度 (商工会議所) に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入 (具体的に：●●●)	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無